

公務員の労働基本権

○労働基本権

- ・ 憲法第28条で労働者の基本的権利を規定
- ・ 労働基本権は、団結権、団体交渉権、争議権の3つの権利から構成

○公務員の労働基本権

- ・ 公務員の労働基本権は、その地位の特殊性と職務の公共性にかんがみ、以下のような制約がなされ、これに代わる法定勤務条件の享有、人事院・人事委員会による給与勧告等の代償措置が取られている。

区 分		団 結 権	団 体 交 渉 権	争 議 権
地 方 公 務 員	下記以外の職員	○ 職員団体制度（地公法52③、教特法21の5①） 〔ただし、警察職員、消防職員は、団結が禁止されている（地公法52⑤）〕	△ 当局と交渉することはできるが、団体協約を締結する権利は有しない（地公法55①・②） 〔ただし、法令、条例等に抵触しない範囲での書面協定は締結できる。（地公法55⑨）〕	× 争議行為等は禁止されている（地公法37①）
	公営企業、特定地方独法及び技能労務職員	○ 労働組合制度（地公労法5①） 〔技能労務職員は職員団体を結成することもできる（地公労法附則⑤）〕	○ 団体交渉権が保障されている（地公労法7） 〔ただし、協約の効力には一定の制限がある（地公労法8～10）〕	× 争議行為は禁止されている（地公労法11①）
国 家 公 務 員 等	非現業職員	○ 職員団体制度（国公法108の2③） 〔ただし、警察職員、海上保安庁職員、監獄職員は団結が禁止されている（国公法108の2⑤）〕	△ 当局と交渉することはできるが、団体協約を締結する権利は有しない（国公法108の5①・②）	× 争議行為等は禁止されている（国公法98②）
	現業及び特定独立行政法人職員	○ 労働組合制度（特独労法4①）	○ 団体交渉権が保障されている（特独労法8） 〔ただし、協約の効力には一定の制限がある（特独労法16）〕	× 争議行為は禁止されている（特独労法17①）

注1： 一般職の公務員についてまとめたものである。

2： 地公法は地方公務員法、地公労法は地方公営企業等労働関係法、教特法は教育公務員特例法、国公法は国家公務員法、特独労法は特定独立行政法人等の労働関係に関する法律をそれぞれ指すものである。